

気象警報発令時の規定

群馬県立太田工業高等学校

1 登校時の待機

午前6時の時点で、暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が太田地域または居住地域・通学経路上のいずれかに発令されている場合は、自宅待機とする。

2 臨時休校

午前10時の時点で「1 登校時の待機」の警報が解除されない場合は、臨時休校とする。

3 警報の解除

午前10時前に「1 登校時の待機」の警報が解除になった場合は、午後から授業を行う。
気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。

4 その他の警報

大雨警報や洪水警報の場合は、原則通常授業とする。
気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。

5 各種特別警報

暴風・大雪・暴風雪警報と同様に対応する。

6 登校後の警報発令時

登校後に太田地域に暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令されたときは、下校時間を変更するなど適切な措置を講じる。

7 各種注意報

原則通常授業とする。
気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。